

第6回熱中症対策推進検討会 議事録

(令和6年9月6日開催)

第6回熱中症対策推進検討会

1. 日 時 令和6年9月6日（金）14：30～15：50

2. 場 所 オンライン（Webex）

3. 議 題

【審議事項】

令和6年度の熱中症対策推進に向けた検討体制について

【報告事項】

1. 環境省の熱中症対策の取組
 - (1) 環境省熱中症対策室の新設
 - (2) 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の運用開始
 - (3) 地方公共団体向けの研修の実施
 - (4) 熱中症関連の事務連絡の発出
 - (5) 普及啓発の取組
2. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定状況の把握
3. 今夏の状況

4. 配付資料

- 資料1-1 熱中症対策推進検討会 開催要綱
資料1-2 令和6年度の熱中症対策推進に向けた検討体制（案）
資料2 令和6年度環境省の取組状況について（令和6年9月1日時点報告）
参考資料1 熱中症対策推進検討会 委員名簿
参考資料2 熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ委員名簿
参考資料3 熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループ（「熱中症環境保健マニュアル」編集委員会）委員名簿
参考資料4 熱中症環境保健マニュアル2022

5. 出席者

委 員： 小野 雅司座長、大塚 直委員、川原 貴委員、後藤 圭二委員、
近藤 久禎委員、田中 省吾委員、濱口 欣也委員、濱田 修委員、
松本 孝朗委員、三宅 康史委員、目々澤 肇委員、矢守 克也委

員

環境省 大臣官房環境保健部 前田部長

大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 永田室長、久保室長補佐、継松
室長補佐、高田室長補佐、崎枝主査

6. 議 事

【事務局（司会）：熱中症対策室 崎枝】

環境省環境保健部企画課熱中症対策室、崎枝と申します。本日司会を務めます。なお、カメラの不具合がございまして、私のカメラをオンにすることができない状況でございます。音声のみにて恐縮ですが、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中ご参加、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまより第6回熱中症対策推進検討会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会の挨拶といたしまして、環境省大臣官房環境保健部長、前田より挨拶をいたします。前田部長よろしく願いいたします。

【前田環境保健部長】

本年7月に着任いたしました、環境省大臣官房環境保健部長の前田でございます。第6回熱中症対策推進検討会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、初めに検討会委員の先生方におかれましては、お忙しい中、検討会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

本検討会では、これまでも熱中症対策推進に関する様々な事項についてご議論をいただいております。これを踏まえて、本年4月に改正気候変動適応法が全面施行され、熱中症特別警戒アラートや指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の運用等が始まっているところでございます。詳しくは後ほどご説明いたしますが、今年の夏の全国の平均気温は、これまで最高だった昨年と並び、最も暑い夏でありました。こういった状況を踏まえますと、今後も熱中症は、全ての国民の生命に直結する深刻な問題であることは疑いようがありません。

委員の皆様におかれましては、この夏の振り返りや次の夏に向けた施策など、本検討会で様々なご意見をどうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（司会）】

ただいま環境省のYouTubeの配信状況の確認をしております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ですが、配信の確認を行いますので、少々お時間をいただき、お待ちいただければと思います。

(配信確認)

【事務局（司会）】

大変お待たせいたしました。

それでは、議事に入ります前に、令和6年度新年度になりましたので、今年度の本検討会の座長について、確認いたします。

令和4年11月に第1回熱中症対策推進検討会を開始して以降、国立環境研究所、小野委員に座長を務めていただいておりますところ、引き続き小野先生に座長をお願いしてもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご賛同をいただきましたので、引き続き小野委員に座長をお願いいたします。ここから先の進行は、小野座長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

【小野座長】

国立環境研究所の小野でございます。今年度も座長を引き受けさせていただくことになりました。先ほど、部長からお話がありましたように、熱中症特別警戒アラートがスタートする。さらには、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の制度がスタートするというので、いろんな新しい事象が起き始めておりますので、ぜひまた皆様方のご意見をいただければと思います。

では、最初に、各委員のご紹介を環境省のほうからお願いいたします。

【事務局（司会）】

小野座長、ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。参考資料1の委員名簿をご覧くださいと存じます。委員名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、大変恐れ入りますが、一言ご挨拶をお願いできますと、幸いです。

オンラインでご参加の委員も皆様におかれましては、ご自身のお名前が読み上げられましたら、カメラをオンにしてご挨拶をお願いできればと存じます。

なお、本年度は、新たに5名の委員、後藤委員、田中委員、濱口委員、濱田委員、横堀委員にご参画いただいております。

それでは、委員名簿順に一言ご挨拶をお願いいたします。まず、大塚委員よりお願いいたします。

【大塚委員】

早稲田大学の法学部大学院の教授の大塚と申します。環境法の見地から参加させていただきます。

先ほど部長にもおっしゃっていただきましたが、熱中症については、生命侵害にもなるということで、2023年の熱中症の死亡者は1,555名を超えると見込まれています。中でも65歳以上が、その8割を占めるということも注目されるところでございまして、気候変動は、若者の問題だというふうにも言われることもあるわけですが、この点を見るとむしろシニア世代のほうが大きな影響があることも認識できることだと思います。

環境省におかれましては、熱中症対策は非常に重要な業務でございまして、しっかり対応していただきたいと思いますし、現在対応していただいていると思っております。私も微力ながら応援させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、後藤委員、よろしくお願いいたします。

【後藤委員】

吹田市長の後藤でございます。市長としてここに入るというのは、少々違和感があるかと思うのですが、実は2011年から環境省の大気生活環境室の検討会の委員として、その頃私は、市の職員で環境関係の仕事をしていましたので、そのエンジニアとしての続きとして、立場は変わりましたが、気持ちは変わっていません。

それで、この熱中症対策の社会実装の現場として、どのような可能性があって、どのような阻害要因があるかということをお話させていただく意味で、私はその立場で入っていると考えております。その2011年以降、オリパラでそれをどう適用するかということも検討させていただきましたし、今回2025年の万博に関しても、もう1年後のこの暑熱環境対策、熱中症対策というのはどうあるべきか、というのは、社会ニーズが非常に高い問題だと思っておりますので、ぜひ勉強させていただきたいと思っております。現場の声をお届けしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

後藤委員、ありがとうございます。続きまして、近藤委員、よろしくお願いいたします。

【近藤委員】

DMAT事務局の近藤です。よろしくお願いいたします。私は、そういう意味でDMATでございますので、災害医療という観点から熱中症ということで、去年まではどちらかというと熱中症が災害的なイベントになったなというようなイメージもあったのですが、やはり今回、私も能登の災害をやらせていただきまして、なかなか特に高齢者施設等にしっかり暖房施設を整えるというのは、実は、11日もかかっているということでありまし

て、そう考えると、今この日にまさに東京で首都直下地震が起こったときに、冷房環境を高齢者施設に一体どのように整えるかということは、多分できない話だと思いますので、それをでは、どのように解決していくのかというようなテーマについても、非常に関心を高く持っているところでございますので、委員の先生方のご知見をそのような方向にも生かしていただけるとありがたいなと思っておりますし、そのような問題提起を幾つかさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、田中委員、お願いいたします。

【田中委員】

気象業務支援センターの田中と申します。よろしくお願いいたします。

私が参加している目的が、全部は分かりませんが、まず気象業務支援センターとしては、熱中症に関するWBGT情報を、2005年ぐらいからずっと情報を支援するという形で協力させていただいております。さらにワーキング・グループにも参加している当センターの登内委員は様々な形で小野先生とともに、熱中症対策に対して取り組んできているという歴史的な経緯の理解もあるというところだと思います。

私自身は、実は前職は気象庁でしたが、気象の特別警報開始など、最近話題になっています、異常天候に関する様々な情報提供に携わってまいりました経験がございます。これらを含め、皆様のお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、濱口委員、お願いいたします。

【濱口委員】

日本医師会常任理事の濱口と申します。今回、検討会に参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、濱田委員、よろしくお願いいたします。

【濱田委員】

気象庁大気海洋部業務課長をしております、濱田と申します。気象庁といたしましても、熱中症対策に環境省さんとしっかり連携して進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、松本委員、よろしくお願いします。

【松本委員】

中京大学の松本と申します。私は、もともと医学部の生理学教室で、人の体温調節、発汗の生理学のようなことをずっと研究してまいりました。いつの間にか熱中症の話に引き込まれてしまっている状況です。現在は、スポーツ科学部というところにおりまして、運動中の熱中症予防という活動も現場も含めてやっています。

それから、先日八尾市で行われました酷暑期の避難所演習というのにも参加してきました。よろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、三宅委員、お願いいたします。

【三宅委員】

帝京大学の三宅です。私の役目は、重症患者の治療をどうするかということと、今度はガイドラインを作るということで、そこで関与できるということと、あとは一般の方々に分かりやすく熱中症の話をするというのが私の役割だろうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、目々澤委員、お願いいたします。

【目々澤委員】

東京都医師会の目々澤でございます。現在ちょっと日本医大に入院中なのですが、Web会議ということで参加させていただきます。

本来医者に関わる熱中症というと、治療でいけば、三宅先生や、横堀先生と、近藤先生などが関わるわけで、そして研究のほうでは松本先生がと。私自身は東京都医師会のほうで情報担当理事をやっていますので、例えば情報の伝達であるなど、それからメディアなどがどのようになど、その辺のことで関わらせていただいています。オリパラの対策の頃からの委員で、引き続きやっている次第でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございます。続きまして、矢守委員、よろしくお願ひいたします。

【矢守委員】

ただいまご紹介をいただきました京大の防災研究所の矢守と申します。

前期から関わりを持たせていただきました。専門の領域は防災心理学、あるいは災害リスクコミュニケーションという分野です。そんな観点から避難の問題や、それから今年の前半には、気象庁の皆様とご一緒して、避難に関する、あるいは避難とも連動する防災気象情報の体系化整理という検討会などに関わってまいりました。この検討会でも、主にそうした観点から少しでもお役に立てればというふうを考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

【事務局（司会）】

ありがとうございました。なお、堀江委員におかれましては、所用により3時半以降にご出席、そして、川原委員、日下委員、房村委員、横堀委員におかれましては、本日用によりご欠席のご連絡をいただいております。熱中症対策推進検討会のうち、本日は12名ご出席いただいております。本検討会は成立しております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

議事次第をこれから画面共有にて映し出しますので、ご確認をお願いいたします。少しお時間をいただいております。もし資料をご確認できない場合につきましては、大変お手数ですが、環境省熱中症対策室まで委員の皆様ご連絡をいただければと存じます。

【小野座長】

よろしくお願ひいたします。今日は、大きく審議事項、特に熱中症対策推進に向けた検討体制について、それから報告事項ということで、環境省の取組等についてご報告させていただきますと思います。

では、早速ですけども一つ目の議事、審議事項ということで、環境省よろしくお願ひいたします。

【事務局：久保熱中症対策室長補佐】

小野座長、ありがとうございます。そうしましたら、審議事項に入らせていただきます。本日お諮りしたい事項としては、一つでございます、本年度、令和6年度の熱中症対策推進に向けた検討体制について、でございます。本検討会の本年度はどのように進めていくかということをお諮りしたいと思っております。

資料の1-1をご覧くださいと思います。今、資料の投影に少しお時間を頂戴しております。大変お待たせいたしました。それでは、説明を始めさせていただきます。こ

ちらは、資料1-1でございますが、熱中症対策推進検討会の開催要項でございます。令和4年度に本検討会が初回の際に、こちらが環境省の環境保健部長決定で決めているものですが、今回、気候変動適応法の改正を受けまして、1ポツ目の開催目的のところを改定してございます。

また、3、下に行っていただきまして組織の部分(2)、(3)で、委員の先生方の任期についての定めを新しく入れさせていただいております。その裏面、次のページですが、(9)では、本検討会の体制について、今回新しく記載をしており、ワーキング・グループを検討会の下に設置することができるものとする今回改定させていただきました。こちらについては、環境保健部長決定でございますので、委員の皆様方にはご了解いただければと思っております。

続きまして、資料変わりまして、資料1-2をご覧くださいと思います。

こちら資料1-2でございますが、お諮りしたい事項の検討体制について、(案)として、こちらに資料を作っております。2ページ目をご覧くださいと思います。まず今回は、1ポツの背景として改正気候変動適応法が本年の4月1日に全面施行されまして、熱中症特別警戒情報や、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の運用等を開始いたしました。このことを踏まえまして、引き続き熱中症対策の推進に向けた検討を行うとともに、現行の2022年に熱中症環境保健マニュアルを作成しておりますが、こちらも新制度に即して、情報を新しく盛り込むなど、更新を検討していきたいと思っております。

こうした背景がございまして、2ポツ目のところ、本検討会にワーキング・グループを設置して、今年度は実施していきたいと思っております。本年度は、2ポツの①に書いております熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループと②熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループの二つを設置しまして、それぞれのワーキングで委員の先生方にご議論をいただきまして、また、本検討会に議論をご報告いただきまして総論的に議論を行いたいと思っております。具体的には、①の警戒情報等に関するワーキング・グループでは、今年から運用を開始しました熱中症特別警戒アラートや、熱中症警戒情報の発表等の状況に関しての分析・評価を行った上で、来年の夏に向けた熱中症特別警戒情報等の運用に向けた検討を行っていただきたいと思っております。

二つ目の熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループについては、マニュアルの改定、更新ももちろんですが、こちらのマニュアルは、非常にボリュームがありますので、要約版を作成して、色々な方々に見ていただけるような、そういったものを作りたいと思っておりますので、こちらについてもご議論いただきたいと思っております。

資料1-2については以上でございます。

【小野座長】

ありがとうございました。ただいま資料1-1、それから1-2についてご説明いただきましたが、この議題につきまして、委員の先生方、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(質問・意見なし)

【小野座長】

委員の先生方が特にご質問はないようですが、環境省のほうから補足等ございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

では、続きまして、内容につきまして、今環境省のほうからご報告いただいた内容で進めさせていただくということによろしいですか。

(異議なし)

【小野座長】

特にご異論ございませんでしたので、この形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、二つ目の議事、報告事項に移りたいと思います。環境省様、よろしくお願いいたします。

【事務局：久保熱中症対策室長補佐】

小野座長、ありがとうございます。続きまして、資料の2について、ご説明をさせていただきます。

令和6年度環境省の取組状況について、9月1日時点報告ということで、ご説明をさせていただきます。次のページに行ってくださいまして、まず一つ目として、環境省の熱中症対策の取組についてご説明させていただきます。

本年、まず一つ目として、環境省内に熱中症対策室を新設いたしまして、本年度4月1日からこちらの対策室で業務を開始しております。

次のページに行きまして、(2)として、熱中症特別警戒アラートの運用を開始いたしました。こちらは、今年度から新たに開始いたしましたが、今のところは、発表実績はございません。以前より運用しておりました熱中症警戒アラートの発表実績のほうは、資料に記載しておりますとおり、令和6年は1,494回と、比較としましては、令和6年度同時期1,206回というような状況でして、昨年度よりは発表回数が多かったと思っております。

(3) にまいりますと、地方公共団体の職員向けの研修を実施しております。こちらの実施主体は、独立行政法人環境再生保全機構ですが、オンライン、対面含めまして計1,200人程度の自治体の方々にご参加いただいております。

次のページにまいりまして(4)でございます。熱中症関連の事務連絡を、環境省や、関係省庁と連名で、発出させていただいております。自治体の方々や、関係団体の方に向けて、本年の4月以降8件ほどお知らせをさせていただいております。

次のページにまいりますと、(5) 普及啓発についてもまとめてございます。熱中症予防強化キャンペーンということで、関係省庁や、関係機関一体となって普及啓発を強化して、今年度も行っております。具体的には、環境省サイト、SNS、X、Facebook、LINEといったツールを使いまして情報発信をしております。

また、高齢者の方々の利用率が高いということで、ラジオを通じた普及啓発にも力を入れてございます。

次のページも、実際の対面のイベントや、動画配信等様々に取組をしておりますことをご紹介します。

続きまして、8ページから、二つ目としましてクーリングシェルターの指定状況についてまとめております。9ページ目に書いてございますのは、環境省でクーリングシェルターの市区町村さんによる指定状況についてまとめまして、リンク集を設けております。

実際のクーリングシェルターの指定状況については、10ページ以降に書いておりますが、まずは10ページで、クーリングシェルターを指定していただいている市区町村数の推移を書いてありますが、こちらが2024年の8月時点で、763市区町村となっております。全面施行が本年度の4月1日でしたが、それ以前も、自主的にいわゆる暑さをしのぐ施設、場所として指定していただいている自治体の数としては139あったということでございます。

11ページ目には、実際の指定された施設数をまとめておりますが、こちらも2023年時点では、自主的に実施していただいていたのが5,000弱でしたが、2024年8月末で1万2,000に増加しております。

では、最後に3番目として、今年の夏の状況、気象の状況について、関連してご報告でございます。

13ページをご覧くださいいただければと思います。

本年の夏、6月から8月の平均気温について、気象庁の資料を引用して書いておりますが、夏の平均気温が全国的にかなり暑かったということで、二つ目の丸印になりますが、今年の夏の平均気温が、基準値からの偏差が、昨年すごく暑かったと聞いておりますが、昨年と同様で、歴代1位タイという暑さであったと聞いております。

14ページ、15ページ目で、熱中症特別警戒情報、また、アラートの実績についてまと

めておりますが、先ほど申し上げましたとおり、熱中症特別警戒情報については、発表実績はありません。WBGTの予測値としまして、14ページにまとめておりますが、都道府県内の全ての地点が33以上となった都道府県が延べ12日間ございました。

15ページ目には実況値について書いております。実際どの程度暑かったのかについては、33以上となった都道府県が延べ25日間でありました。

16ページ以降が、熱中症警戒情報の経年の発表回数についてのグラフをお示ししております。こちらで本年度が、9月2日時点までの時点で、延べ発表回数1,494回、令和5年度が10月25日までで1,232回ですので、やはり回数として非常に多かったと思っております。

17ページ目には、この数字を都道府県別にまとめておりますが、都道府県によっては、今年が、例年と比較して、令和3年から6年度までの間で一番暑かったところも多かったのではないかと思っております。

資料2のご説明については以上でございます。

【小野座長】

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の先生方、ご意見、ご質問等はございますか。

濱口委員、よろしくお願いいたします。

【濱口委員】

質問ですが、熱中症特別警戒情報と熱中症警戒情報の違いをもう一度確認させていただきませんか。

【事務局：高田熱中症対策室長補佐】

ご質問ありがとうございます。熱中症警戒情報に関しましては、府県予報区等58か所においていずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数が33以上と予測される場合に、前日の17時と当日の朝5時にアラートを出しています。

特別警戒アラートに関しては、前日の10時時点で、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数が35以上と予測される場合に、その都道府県に発表されるということになっております。

【濱口委員】

ありがとうございました。

【小野座長】

よろしいですか。ほかのご意見、ご質問等はいかがですか。

【矢守委員】

矢守ですが、せっかくの機会なので、一つよろしいですか。ご説明ありがとうございました。一つ目というか、全部で細かく三つありますが、一つ目に、熱中症特別警戒アラートについて、今ご説明があったとおり、発表実績がないということでした。今年、ご存じのとおり、南海トラフ地震の臨時情報という発表実績がなかった情報が、初めて社会に8月8日に発表されて、いろいろな反響がございました。その反響を見るにつけ、発表実績がない間に、その情報がどういう意味なのか、特に既存の情報と何が違うのかといったようなことを周知、啓発していくということは非常に重要だと改めて感じましたので、そういうことを重視されているということでしたが、今シーズンはもう、例えば出ないというふうになったとして、来シーズンに向けて、せっかく時間がありますので、準備をしていただくということが大事ではないかなと改めて思いました。

それから、三つと言いましたが、二つにします。二つ目は、シェルターのところですが、一言で言えば、開設数、オープンした数、それはもちろん施策がしっかりと実施に移されているということを確認する意味で大事だと思うのですが、熱中症に関しては、一言で言うと、開設数だけではなくて、利用率、利用数というモニタリングが非常に重要だと思います。熱中症については、報道されておりますとおり、なかなかやっぱり一番肝心な方々は、そもそもそのリスクに気づいていないまま、おうちにいらっしゃるということが一番問題なので、そこにやはり踏み込んでいかないと、なかなか問題は解決しないので、とにかくシェルターがありますというだけでは、なかなか問題解決につながらないので、どのようにそれを利用させていただくか、あるいは既に利用率の高いシェルターの開設の在り方みたいなものがあるのであれば、そのノウハウをほかのところにも横展開することが有用と思われまますので、今後、今回ということではないのですが、そういった分析もぜひ進めていただければと思いました。

以上2点です。ありがとうございました。

【小野座長】

はい。ありがとうございました。

【事務局：久保熱中症対策室長補佐】

矢守委員、ありがとうございます。

1点目について、承知いたしました。ありがとうございます。

2点目のシェルターの数と利用率のお話についてなのですが、気候変動適応法の改正で、今回、シェルターの視点についての仕組みが入ったのですが、一応法律上では、施

設を開放するタイミングとしては、熱中症特別警戒アラートが発表されたときでございますので、今のところは利用率がゼロということなのですが、恐らくそれ以外で、いわゆる暑さをしのぐ場所としてのご利用ということで、利用率というふうに言っていたかというふうに思います。そちらについても、熱中症の予防という観点では、大事だと思っております、分析等々を今後進め、この施策を進めるに当たって、私どもの方でも、色々と情報を把握していきたいと考えております。ありがとうございます。

【小野座長】

はい、ありがとうございました。

今、環境省様のほうからご説明がありましたように、本来、熱中症特別警戒アラート、熱中症特別警戒情報が発出されたときに、クーリングシェルターということにはなっているのですが、ここに登録されているような施設は、ほとんどが平時から何らかの形で利用いただいているというような形になりますので、矢守委員がおっしゃったように、いわゆる熱中症特別警戒アラートに備えたクーリングシェルターとしての利用ということ、通常の利用ですね。この辺りのところはなかなか区別が難しいのかなというような感じを受けました。ありがとうございました。

後藤委員、よろしく願いいたします。

【後藤委員】

矢守先生のご指摘は本当に現場では重要なお話で、今、クーリングシェルターという新しい名前が出ていますが、そもそも商業施設など、様々な公共的な施設があるわけで、存在をしているから、その中はリスクが低いというのは、それはよく分かるのですが、クーラー、エアコンを使わない高齢者というのは熱中症でやはり問題になっていて、暑さを感じないまま熱中症になるという、そういう意味では、クーリングシェルターに誘い込むという意味では、アクティブなクーリングシェルターと、パッシブなクーリングシェルターというのを分けた上で、そこに戦略を設けるという視点をこの検討会ではお願いをしたいと思っております。以上です。

【小野座長】

はい、ありがとうございました。確かに先生のおっしゃるように、特に高齢者等ですね。なかなかご自身では対応を取られていない方々に対して、どのように自治体等で適用していくか、その辺りのところはぜひ今後の課題として取り上げていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【事務局（司会）】

すみません。途切れ途切れで恐縮でございます。環境省熱中症対策室、崎枝、司会でございます。ただいまWEBの回線の配信を確認しております。

委員の皆様、大変ご不便をおかけして申し訳ございません。また、YouTubeの配信をご覧いただいている皆様におかれましても、今、WEBの通信環境を確認しておりますので、大変お手数でございますが、少々お待ちいただきますよう、お願いいたします。

(配信確認)

【事務局：永田熱中症対策室長】

現在の状況を整理させていただきます。改めまして熱中症対策室長の永田でございます。トラブル、大変申し訳ございません。現在、会場のパソコンがほとんど使えない状況になっております。今、1台だけ回復しているという状況でございます。こちらのところは画像なしで、音声は届いておるようでございますので、引き続き進めさせていただきたいと思っております。

状況としましては、今、目々澤委員の手が挙がっている、近藤委員の手が挙がっている状況だと認識しておりますので、今、隣の小野座長にもご相談をおこない、目々澤委員から再開をさせていただければと思っております。目々澤委員、よろしいですか。

【目々澤委員】

はい。ありがとうございます。

【事務局：永田熱中症対策室長】

お願いいたします。

【目々澤委員】

先ほどご報告を一通り伺いましたが、環境省でやっていらっしゃる中で、LINEでの情報伝達という説明がありました。結構あれはうまく動いていたと思うのですが、どのぐらいリスナーがいたのかなど、そこの辺を、また後日でも結構ですので、データが出たら教えていただけたらと思います。

やはりああいうような簡単な形での情報伝達が、自治体を通してということよりも、特に都会の中では有用なのではないかと自分は考えております。以上です。

【事務局：永田熱中症対策室長】

事務局です。ありがとうございます。資料に記載しております、資料2の6ページをご覧ください。普及啓発の取組①の左下です。環境省では、LINEの場合では35万人の

方にご登録いただいております。

我々のほうにも、毎日ではありませんが、今年、今シーズン、集中して呼びかけを行った際に、ああいうのはいいですねというようなご意見等をメールでいただくなど、そのようなリアクションをいただいている状況でございます。

引き続きこのような情報発信に努めていきたいと思っております。ご意見をどうもありがとうございました。

【目々澤委員】

ありがとうございました。

【事務局：永田熱中症対策室長】

それでは、続きまして、小野座長と相談させていただいて、近藤委員に次にご意見をいただきたいと思っております。近藤委員、よろしくお願ひいたします。

【近藤委員】

はい。ありがとうございます。先ほどクーリングシェルターのお話がありましたが、やはり我々も、先ほど僕も申し上げたように、災害時にどれだけの施設、特に高齢者施設の中での寒冷環境というか、冷房の環境を確保できるのかと。それによって多くの死亡者が変わってきてしまうのではないかと感じています。

そういう意味では、後ほど、今日でなくて構わないので、クーリングシェルターの指定という中で、それは公的な場所ばかりになっているのか、それとも、そのような施設というのがあるのか。あるいは災害時に優先的にそのような中で電源を回す必要があるような施設等があるのかどうかなど、そのようなことを検討していかなきゃいけないというような流れがあるのかなと思っておりますので、またそのようなところを教えてくださいましたらと思っております。

また、ご報告ですが、今年の政府の総合防災訓練においては、首都直下地震と、秋にあるということもありますので、高齢者施設の中で、全く停電で冷房が使えないという環境下で、どうやって熱中症予防をするのかということについては、各県でしっかり検討してくださいというお願ひをしておりますので、またその結果が出ましたらご報告させていただいて、少し次につなげて、せっかく永田さんも就かれたことなのでと思っております。

【事務局：永田熱中症対策室長】

ご意見をありがとうございました。クーリングシェルターの状況でございますが、資料に掲載しておりますとおり、自治体数としては、全国の市区町村の約4割を超えます

700以上が、施設数としましては、約1万2,000以上が、という状況でございます。

近藤委員の今のご指摘は、例えば公的施設なのか、民間施設なのか、公的施設の中でも例えば市役所なのか図書館なのかなど、民間施設にどのようなものがあるのか、高齢者施設があるのかといったようなご意見だというふうに思っております。

それぞれの市区町村で進めているところでございまして、この瞬間において、環境省として、全てを把握しているわけではございませんが、大変貴重な意見だというふうに思っておりますので、今後、調査なども進めていく際には、そういったことも確認していきたいというふうに思います。ご意見をどうもありがとうございました。

【小野座長】

では、後藤委員、お願いいたします。

【後藤委員】

画像抜きでお話しさせていただきます。ちょっと重くなるので。これはぜひ整理をしていただきたいのですが、まず、WBGTの数値ですが、社会実装上の立場からの質問ですが、この数値によって、市民の行動を変えてもらうような情報発信をします。

具体的には学校の活動であり、高齢者であり、なのですが、31で危険、運動をちょっと控えてくださいと。それはアナウンスしています。

次、33で熱中症警戒アラートになると理解しているのですが、今回、熱中症特別警戒アラートのWBGTの数値の設定が35と理解しているのですが、その設定の根拠というのを明らかにしていただきたいです。その生理学的なリスクです。これは先生方にもぜひお聞きしたい。といいますのは、これはWBGT35というと、基本でいうと、恐らく40℃から45℃となると理解しています。

この委員会は、リスクの下限、それから、基本、WBGTの上限をどこに置いて、それによって何をするかという、例えばWBGT35になったら、クーリングシェルターに行く。外に出ないでくださいという言い方になると思うのですが、どの辺りのWBGTを想定して我々は議論すべきなのかというのを、これはワーキング・グループでぜひ、情報系のワーキング・グループでやっていただきたい。

といいますのも、WBGT33で熱中症警戒アラートが出る際に、大阪でいいますと、その測定点は、生駒の山の中になっています。今現在、調べたのですが、大阪市内のWBGTは今31です。その測定点の生駒は25です。全く違います。

これでいいますと、生駒が35になると、熱中症特別警戒アラートなのですが、そのときの大阪市内の我々が住んでいるところのWBGTは恐らく40を超えます。そういうことが果たして現実的なのかどうかというところの根拠と議論、何を我々は目指しているのかというのをこの委員会でぜひ整理をしていただきたいと思います。以上です。

【事務局：永田熱中症対策室長】

ご意見をありがとうございました。35の根拠につきましては、これまでこの検討会で議論を重ねてきた結果でございますので、次回の検討会で、改めまして過去にどういった議論があつて35になったのかということをお示しさせていただきたいと思ひます。貴重な意見をどうもありがとうございました。

【小野座長】

そのほか、いらっしゃいますか。濱口委員、お願いいたします。

【濱口委員】

先ほどから議論されています熱中症特別警戒情報と熱中症警戒情報の違いについてお聞きしたのですが、結局この違いによって、一般の国民がどのような、例えばアラートの対応が気になっているのかということと、先ほどほかの先生からもお話を聞きましたが、やはりWBGT35といたら、もう40℃ぐらいの気温だろうし、WBGT33でも35℃以上ということで、かなり高い設定になっているので、特に老人がお亡くなりになっているということから考えると、やはりこの設定については、もちろん今までの議論の経緯があったとは思ひますが、少し検討も必要かなという印象がありました。

それと、もう一つは、クーリングシェルターがこのように設置されても、そこまでたどり着けない老人の方もたくさんおられるわけで、やはり普段からクーリングシェルターに対して、使用することに慣れるというふうな啓発運動も必要かなと思ひましたので、意見をさせていただきました。以上でございます。

【小野座長】

はい。ありがとうございました。

【事務局：永田熱中症対策室長】

貴重なご意見をどうもありがとうございました。次回以降のワーキング・グループ、あるいは検討会で、改めましていろいろと整理をして、お示しをさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

【小野座長】

ほかはいかがですか。大塚委員、よろしくお願いいたします。

【大塚委員】

ちょっと全体の体制に影響してしまうかもしれないのですが、一言感想として申し上げておくだけですが、スライドの14のところの、この県ごとや、あるいは都道府県ごとに警戒情報を発している現在の状況ですが、先ほど後藤先生の大阪と生駒の話などもちょっと関係していると思いますが、県全体でこれに該当しないと、このアラートなど、情報を出さないというのは、ずっと続けていけるのかどうか、ちょっと若干心配があるなという気はしています。

例えば東京都だと、小笠原等も入っていると思いますし、それなりに広く見ているので、この都道府県の中でも大分状況が変わっているときに、どう考えるべきか、ということは長期的な課題として、どこかでお考えいただけるとありがたいと思いました。

なかなか体制が変わるような話になるかと思いますが、あまり影響があり過ぎる発言をしないほうがいいのですが、感想として申し上げさせていただきます。恐れ入ります。

【事務局：永田企画課熱中症対策室長】

ご意見をどうもありがとうございました。委員のご指摘のとおり、これまでの検討会を踏まえまして、先ほど担当、高田からも説明をさせていただきましたが、熱中症特別警戒アラートは都道府県単位で、熱中症警戒アラートについては、その府県予報区単位でというような形で一旦整理をさせていただいております。

また、熱中症特別警戒アラートについては当該都道府県の全ての地点で、熱中症警戒アラートについてはある観測地点でというふうに運用を分けた形で制度を一応設計させていただきました。今年の令和6年4月から、その形で都道府県、あるいは市区町村と一緒に制度が運用開始できたというところがまず現時点でございます。

一方で、大塚委員から今ございましたとおり、例えば北海道全体、非常に広いですが、これを一つとしていることや、東京都、小笠原も含めてそれを一つとしていることはどうなのかといったことは、これまでもご意見をいただいているところでございますが、改めまして様々なデータを、今年、我々事務局としても、例えばこれを分けた場合はどうなるのかということにもチャレンジしていきたいなと思っておりますので、今すぐ変えるということになりますと、都道府県、市区町村はなかなか大変だろうと思うところはございますが、今後の議論をしていくことは、全く事務局として反対しているものではございませんので、事務局としてもうまく資料を作りながら、皆様のご意見をいただきたいなと思っております。今後トライさせていただきます。貴重なご意見をどうもありがとうございました。

【大塚委員】

ありがとうございました。

【小野座長】

ほかはよろしいですか。

【松本委員】

すみません、松本ですが、一言いいですか。

【小野座長】

はい、どうぞ。

【松本委員】

今、皆さんから出ている意見に関連して、実は今年、あるマスコミから、明日、埼玉県に熱中症特別警戒アラートが出るかもしれないという問合せが来たことがありました。それで見ると、確かに埼玉県は標高の高い観測地点がないようですね。そういう影響だったのではないかなと思っています。先ほど生駒の山の上は絶対に上がらないという話は、確かにそのとおりです。検討していく必要はあるのだと思っています。

もう一つ、今年、愛知県は7月の後半、8月と暑い日がずっと続いていて、私の家でも、昼夜エアコンを稼働し続ける。そうしてないと寝られない状況でした。

皆さんの様子を見てみると、ショッピングモールに家族連れで、みんなで一日中涼みに来ているような人たちがたくさんいました。恐らく我々が考えているクーリングシェルターの使い方も、そういった形が正解なのではないかなとも思ってきました。ただ、そこへ何万人も詰めかけると、パニックになってしまうので、交通整理も必要。

それから、もう一つ、アピールの活動としては、高齢者向けには、やはりテレビ、マスコミが一番効率的なような気がします。ラジオのお話も今回紹介されていますけど、マスコミもうまく使って、高齢者へ情報を届けるというのもいいかなと思っています。以上です。

【事務局：永田熱中症対策室長】

ご意見をありがとうございました。

例えば私もテレビで天気予報を見ると、明日、暑さ指数がいくつ、というようなものを目にするようなことにはなってきたなと思っていますところでございます。朝のニュース番組で熱中症警戒アラートが出ている地域は何県ですよというようなご案内もあるように思っておりますが、まさしくそういったことも、これからいろいろ我々も考えていきたいなと思っています。貴重なご意見をどうもありがとうございました。

【小野座長】

ほかのご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

【小野座長】

こちらについては、特に熱中症特別警戒情報につきましては、色々ご質問がございましたので、これにつきましては、前回までの検討会の内容等を少し整理して、次回、ご報告させていただきたいと思います。

流れとしましては、環境省の方からご報告がありましたような形で、今の次回のところの詳しい説明というのは、プラスですが、全体の流れとしては、今日ご案内したような形で進めさせていただくということによろしいですか。

(異議なし)

【小野座長】

はい。では、特にご異論はございませんので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

【事務局（司会）】

ただいま産業医科大学の堀江委員が入室されていることを確認しております。

堀江委員、もしご挨拶が可能でしたら、一言お願いできればと思います。もし音声難しいという場合は、そのまま議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【小野座長】

では、堀江委員、ご挨拶をお願いいたします。

【堀江委員】

産業医科大学の堀江です。ありがとうございます。途中から参加で申し訳ございません。事前説明もいただきましたので、一言だけ申し上げます。環境省様が熱中症に関して、組織をつくられて対応されているということは大変高く評価したいと思っております。

また、あわせて、私はどちらかというと、旧労働省の職場の熱中症対策をずっとやってきましたが、やはり環境省が今後、地球環境問題もそうですが、この熱中症に関して、

積極的に社会で役割を果たしていこうとすることを、ぜひあちこちでアピールしていただければと思っております。

一つは、各省庁の発信するものの中に、環境省がこのようなことをしているというのを、どこでも結構ですので、入れていただくということ。

それから、もう一つは、マスコミに環境省の独自の分析や施策を報道していただけるような取組をお願いしたいということでございます。以上です。ありがとうございます。

【小野座長】

ありがとうございました。

全体を通しまして、本日の予定しておりました議事は一応終わりましたので、司会を事務局に返したいと思えます。よろしく申し上げます。

【事務局：永田熱中症対策室長】

皆様、改めまして、熱中症対策室長の永田でございます。本日は、配信のトラブルで、画面が見られない、あるいは途中でインターネット配信が中断してしまうといったこともございまして、大変申し訳なく思っております。失礼をいたしました。

また、事務局に対して幾つかのご質問をいただき、次回への宿題があるかと思っております。これまで議論した過去の経緯や、目指すところについてのご質問が多かったように思っておりますので、このようなことをしっかり加えて、色々な分析をせよというご宿題もいただいたというふうに考えておりますので、また次回以降、それぞれのワーキング・グループ、あるいはこの検討会にお示しをしながら、議論を積み重ねていきたいと考えております。

以上が事務局から、室長でございますので、一言ご挨拶を兼ねて申し上げさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局（司会）】

それでは、以上をもちまして、第6回熱中症対策推進検討会を終了いたします。本日はお忙しい中、ご参加、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。オンラインでご参加の皆様は、順次ご退出をお願いいたします。Webex及び環境省熱中症対策室YouTubeチャンネルにつきましては、こちらで終了とさせていただきます。

本日の議事録につきましては、後日、環境省熱中症予防情報サイトにて公開いたします。本日は誠にありがとうございました。